

議第 4 号

選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出する。

令和 6 年 7 月 3 日

提 出 者

嘉重岡福大山元東庄浪川古達岡	見清田山塚西木条野越真田川田田	博佳理博明国章恭昌憲琢広良	之之絵史廣朗生子彦一巳志子晋	岡眞須井木平仁長竹沢近梶扶曾	本貝見村下山木池内本藤原川根	富浩一保賢尚啓文義勝一 大	治司仁裕功道人武了彦諭哉敦志
----------------	-----------------	---------------	----------------	----------------	----------------	---------------	----------------

徳島県議会議長

元 木 章 生 殿

選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を求める意見書

近年、夫婦が望む場合には結婚後も夫婦がそれぞれ結婚前の氏を称することを認める制度、いわゆる選択的夫婦別姓制度についての議論がある。

令和４年３月に公表された内閣府の「家族の法制に関する世論調査」の結果では、選択的夫婦別姓制度については、導入の賛否に大きな差はなく、旧姓の通称使用の法制化を求める声もあるなど、国民の間には様々な意見が存在していることが明らかとなった。

令和６年６月には、一般社団法人日本経済団体連合会が、政府への提言の中で、「女性活躍を阻害する社会制度の課題」の一つとして、夫婦同姓制度は見直しが必要としたところである。

また、最高裁判所は平成２７年１２月の判決では、「夫婦同姓制度は、社会に定着しており家族の姓を一つにまとめることは合理性がある」との判断をしつつも、「制度のあり方は国会で論じられ、判断されるべき」との結論を出した。

二度目となる令和３年６月の判決においても、夫婦同姓制度は「合憲」としたが、裁判官の補足意見のなかで、「選択的夫婦別姓制度の採否など夫婦の姓に関する法制度については、子の姓や戸籍の制度を含め、国民的議論、すなわち民主主義的プロセスに委ねることで、合理的な仕組みのあり方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、ふさわしい解決というべきだ」としている。

家族のあり方も多様化する今の時代において、社会の考え方や価値観も確実に変化してきている。これらを反映した世論の動向に鑑み、最高裁判所の趣旨を踏まえつつ、国会及び政府の責務として制度のあり方を議論していかなくてはならない。

よって、国においては、社会に開かれた形で選択的夫婦別姓制度に関する議論の活性化を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

提 出 先

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長

内 閣 総 理 大 臣

法 務 大 臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

協力要望先

県 選 出 国 会 議 員